

背分基LPS-V23001
令和5年3月3日

外注整備共通仕様書

(市販型車両)

航空自衛隊背振山分屯基地

目 次

1 総 則		
1. 1 適用範囲	-----	1
1. 2 用語及び定義	-----	1
1. 3 引用文書等	-----	2
2 役務に関する要求		
2. 1 整備作業の種類	-----	2 ~ 3
2. 2 作業内容	-----	3 ~ 4
2. 3 使用部品及び材料等	-----	4
2. 4 機能・性能	-----	4
3 品質保証		
3. 1 品質管理	-----	4
3. 2 監督・検査	-----	4
4 その他の指示		
4. 1 作業の中止	-----	4
4. 2 作業等に関する疑義	-----	4 ~ 5
4. 3 技術協力	-----	5
4. 4 官給品	-----	5
4. 5 補給の手続き	-----	5
4. 6 提出書類	-----	5
5 保証及び責任		5
6 仕様の疑義		5
別紙第 1	-----	6 ~ 7
別紙第 2	-----	8 ~ 19
別紙第 3	-----	20 ~ 23
別紙第 4	-----	24
別紙様式第 1	-----	25 ~ 26
別紙様式第 2	-----	27 ~ 28
別紙様式第 3	-----	29
別紙様式第 4	-----	30
別紙様式第 5	-----	31
別紙様式第 6	-----	32
別紙様式第 7	-----	33
別紙様式第 8	-----	34
別紙様式第 9	-----	35

航空自衛隊仕様書					
仕様書の種類	内容による分類		役務仕様書		
	性質による分類		共通仕様書		
品名 又は 件名	外注整備共通仕様書 (市販型車両)		仕様書番号	背分基LPS-V23003	
			作成年月日	令和 5年 3月 3日	
			承認年月日	令和 5年 3月 3日	
			改正年月日	令和 年 月 日	
			作成部隊名	43警隊 基地業務小隊	

1 総則

1.1 適用範囲

- (1) この仕様書は、西部航空警戒管制団第43警戒隊長が行う市販型車両の外注整備の契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- (2) この仕様書に規定する内容と個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表に規定する内容が優先する。

1.2 用語及び定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表において用いる用語の定義は、次によるものとする。

(1) 引用文書等

この仕様書に引用する法令、規則類及びこの仕様書に規定した事項を更に理解させるための参考となる文書及び図画をいう。

(2) 個別技術指令書等

個別技術指令書等（以下「個別T.O等」という。）とは、次に示すものをいう。

ア 当該車両に適用する技術指令書「J.T.O.」

イ 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両の整備を目的として作成した取扱説明書、オーバーホール指令、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

(3) 市販型車両

航空自衛隊車両等整備基準「J.T.O.00-10-9」（以下「車両等整備基準」という。）の第1-2表（別紙第1）に示す車両をいう。

(4) 修理不能

修理不能とは、次のものをいう。

ア 個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表により規定がない限り、当該品目（互換性品目及びその他の代品を含む）の修復に要する諸費用の見積額が修理時における新品取得価格の65%以上となる場合。

イ 特に官側が規定した場合。

(5) 監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

(6) 検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

品名	外注整備共通仕様書	(市販型車両)
----	-----------	---------

1.3 引用文書等

この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり入札書の提出時における最新版とする。ただし、関連文書等の改正等が行われた場合は、その最新版とする。

- (1) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)
- (2) 航空自衛隊装備品等整備規則(昭和46年航空自衛隊達第10号)
- (3) 航空自衛隊技術指令書規則(昭和43年航空自衛隊達第26号)
- (4) 航空自衛隊物品管理補給規則(昭和43年航空自衛隊達第35号)
- (5) 航空自衛隊調達規則(JAFR124-1)(昭和36年航空自衛隊達第13号)
- (6) 航空自衛隊物品管理補給手続き(JAFR125)
- (7) 航空自衛隊装備品等共通整備基準「J.T.O. 00-10-1」
- (8) 航空自衛隊車両等整備基準「J.T.O. 00-10-9」
- (9) 車両等の塗装及び標識「J.T.O. 36-1-3」
- (10) 車両等検査要項「J.T.O. 36-1-6」
- (11) 車両等の防錆処置要領「J.T.O. 36-1-52」
- (12) 個別技術指令書等
- (13) 優良自動車部品の採用について(空幕調達第275号昭和40年11月8日)
- (14) 国産車両純正部品の調達について(通達)(空幕会第63号平成15年3月27日)
- (15) 道路運送車両法(昭和26年法律185号)
- (16) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)
- (17) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)
- (18) 自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)
- (19) 自動車の点検及び整備に関する手引き(昭和58年運輸省告示第123号)
- (20) 自動車整備標準作業点数表「乗用車編」「貨物編」「定期点検編」(日本自動車整備振興会連合会)

2 役務に関する要求

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならないものとする。

2.1 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののほか、特に官側において指定する作業は、個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表(別紙様式第9)による。

- (1) 定期検査整備(車両法適用除外車両)

定期検査整備は、車両等整備基準に定めるI検査又はM検査を実施するものとする。検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準(以下「保安基準」という。)に適合しない状態又はおそれがあると認められる場合は監督官にその状態を報告し監督官の指示を受けるものとする。

- (2) 定期点検整備(車両法適用車両)

定期点検整備は、道路運送車両法第48条(以下「車両法」という。)に基づく期点検(3か月、6か月、12か月、24か月)を実施するものとする。点検整備の結果、車両法の保安基準に適合しない状態又は適合しないおそれがあると認められる場合は監督官にその状態を報告し、監督官の指示を受けるものとする。

- (3) 追加整備

追加整備は、次の各号による。

ア 個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表により指示した作業を実施するものとする。

品 名	外注整備共通仕様書	(市販型車両)
-----	-----------	---------

イ 故障箇所の修復及び必要な作業が確定している場合は、2.1(1)項及び(2)項の種類に加え要求するものとし、個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表により示すものとする。

(4) その他の整備

個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表で規定した作業を行うものとする。

(5) 作業工数

作業工数については、1.3(20)項に示されたメーカー、車種及び型式別の点数を参照する。

2.2 作業内容

作業内容は、次の各号による。

(1) 定期検査整備

定期検査整備は、車両等整備基準に定めるI検査又はM検査について、車両等検査要項「J.T.O. 36-1-6」の一般車両検査手順（別紙第2）に基づき検査する。個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表に引用する個別T.O等に定める整備基準等に基づき車両が一定の性能を発揮するに必要な目視点検、機能点検又は計測等の作業を実施し、その結果を車両等整備基準に定める車両作業用紙（一般車両）（別紙様式第1）又は車両作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）（別紙様式第2）に記録するものとする。なお、保安検査については、保安確認検査を行い検査機器等による検査用紙（別紙様式第3）に記録するものとする。

(2) 定期点検整備

定期点検整備は、車両法に定める定期点検整備について、自動車点検基準（運輸省令70号）及び自動車の点検及び整備に関する手引き（運輸省告示第123に基づき点検整備する。個別T.O等に定める整備基準等に基づき、車両が規定の性能を発揮するに必要な目視点検、機能点検又は計測等の作業を実施し、その結果を自動車点検基準に定める定期点検記録簿等（別紙様式第5、第6、又は第8）に記録するものとする。なお継続検査については保安確認検査を行う。

(3) 付加装置の検査

付加装置の検査は、2.2(1)項及び(2)項において付加装置（特殊装置）が装備されている車両について、車両等検査要項「J.T.O. 36-1-6」の施設、荷役用及び他の車両検査手順（別紙第3）に基づき検査し作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）（別紙様式第2）の施設、荷役、その他の車両特殊装置の欄に記録する。ただし、装備される付加装置の検査要領及び手順が適応しない場合は、個別T.O等に定める整備基準等に基づき装置が一定の性能を発揮するに必要な目視点検、機能点検又は計測等の作業を実施し、その結果を定期点検表に記録するものとする。

(4) 分解検査

分解検査は、2.2(1)から(4)項において、不具合事項を是正するための整備であり必要な最小限の分解とする。分解した部位は、個別T.O等に定める整備基準等に基づき、目視点検、計測等の作業を行い車両が規定の性能を発揮するために必要な作業を個別仕様書又は作業範囲及び修理明細書（別紙様式第9）の記載事項に基づき実施するものとする。また、分解した部位は要交換部品を除き、要求される性能を維持するために適切な処置を実施するものとする。

(5) 修理等

2.2(1)から(4)項において当該車両が規定の性能を発揮するように修復するためには次の作業を実施するものとする。

ア 交換

交換を要すると判定された部品を2.3(2)項に示す部品と交換する。

イ 加工

修理のための加工は、要修理の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。

ウ 組立調整

品 名	外注整備共通仕様書	(市販型車両)
-----	-----------	---------

エ 潤滑

車両の部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため適合した油脂を選定（官給品を除く）のうえ適正量を給油する。

オ 防錆

下廻り洗浄、下廻り塗装は継続検査及び保安検査等を伴う整備時において防錆処理を個別仕様書又は作業範囲及び修理明細書の記載事項に基づき実施する。

(6) 塗装等

ア 塗装及び標識

個別仕様書又は作業範囲及び修理明細書で特に指定する場合を除き、車両等の塗装及び標識「J. T. O. 36-1-3」（以下「塗装及び標識」という。）に基づき実施するものとする。

イ 塗色

塗装及び標識に基づき実施する。ただし、部分塗装を実施する場合は、周囲の塗色に極力一致させるものとする。

2.3 使用部品及び材料等

(1) 準備

整備作業に必要な部品、材料等は個別仕様書又は作業範囲及び修理明細書で規定するものを除き契約相手方において準備するものとする。

(2) 純正部品及び優良部品

使用する部品等は原則として製造会社の純正部品（個別仕様書に引用する個別T.O等に記載された部品）及び空幕調達第275号（40.11.8）優良自動車部品一覧表（別紙第4）に示す部品とする。

(3) 範囲

整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、この使用可能な部位が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2.4 機能・性能

車両の機能・性能は、保安基準及び自動車点検基準に適合しなければならないものとする。なお、個別仕様書又は作業範囲及び修理明細書に他の規定がある場合は、個別仕様書又は作業範囲及び修理明細書によるものとする。

3 品質保証

3.1 品質管理

契約相手方は、2.2項及び2.4項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の1月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

3.2 監督・検査

車両の外注整備作業に関する監督・検査は、個別仕様書又は作業範囲及び修理明細書で特に規定する場合を除き、契約担当官の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、監督官の指示を受けるものとする。

- (1) 車両を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合。

品 名	外注整備共通仕様書	(市販型車両)
-----	-----------	---------

(2) 当該車両が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。

4.2 作業等に関する疑義

作業等の実施に際して疑義を生じた場合は、速やかに監督官に通知し、作業等の指示を受けるものとする。

4.3 技術協力

契約相手先は、次に示す場合には、官側に対して技術等の協力をしなければならないものとする。

- (1) 当該車両の不具合等の原因究明、対策案の提出及び処置について、官側から依頼された場合の調査検討の実施。
- (2) その他、技術的事項について官側から要求があった場合の資料等の提出又は提示等の協力。

4.4 官給品

官給品の品目、数量、時期、場所については、個別仕様書又は作業範囲及び修理明細書で規定するものとする。官給品は原則として官給を受けなければならない。

4.5 補給の手続き

次に示す項目については、監督官の指示によるものとする。

- (1) 車両の受け渡し。
- (2) 官給品の請求手続き。
- (3) 交換した旧部品の返納処置。

4.6 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 車両作業用紙（別紙様式第1）（別紙様式第2）
- (2) 納品書検査調書（別紙様式第4）
- (3) 定期点検記録簿等（別紙様式第5、第6、第7又は、第8）

5 保証及び責任

契約相手先は、次に示す保証及び責任を行うものとする。

- (1) 車両の搬入終了時から搬出までの間の責任行為。
- (2) 整備作業が終了し当該車両の受け渡し後、次期検査又は次期点検整備等までの期間において機能不良、損傷等の不具合事項が発生し、その原因が明らかに契約相手方の欠陥に基づくものであると認められる場合は、契約相手方は無償で修理等を行う。ただし、不具合事項の発生の原因究明が困難な場合は、契約担当官と契約相手方との両者協議のうえ有償修理等又は無償修理等を判断するものとする。

6 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は、監督官を通じて契約担当官に申し出るものとする。

市販型車両

車種	備考
乗用車	
業務車1号	4×4、4×4警務用を含む
業務車2号	緊急用、援護用、4×4を含む
業務車3号	4×4を含む
業務車4号	4×4を含む
業務車(軽)	
有線整備車	4×4を含む
小型人員輸送車	4×4を含む
サイト用人員輸送車	4×2、4×4
大型人員輸送車1号	
大型人員輸送車2号	
大型人員輸送車3号	
大型人員輸送車4号	
トラック1/4t 4×4小型業務車	
トラック3/4t (バン型)	
1/2t トラック	
トラック2t 4×2カーゴ	
トラック2t 4×2 (バン型)	
トラック2 1/2t 4×2カーゴ	長、教習用、2tクレーン付、パワーゲート付を含む
トラック2 1/2t 4×4カーゴ	2tクレーン付を含む
トラック8t	4×2、ウイングバン
救急車	4×4を含む
高規格救急車	
塵芥収集車	
小型塵芥収集車	4×2、4×4を含む
トラック4～5t 4×2トラクタ	6t有蓋車用、セミトレーラ10t用
トラック6t 6×4トラクタ	
トラック6t (6×4) 給水車用	
セミトレーラけん引車	
トレーラ1/4t カーゴ	
航空機けん引車	2t、2t(有がい付)、3t、4t
フォークリフト(各種)	
電子実験車	
電子実験車(改)用トラックシャシ	
小型作業車	
トラック2tバン型	
トラック4×4ダンプ中型	
トラック4×4ダンプ	
トラック4×4ダンプ小型	
大型移動整備車	
小型移動整備車	
1 1/2t トラック	

車種	備考
3 1/2 t トラック	長、可搬型地球局用、特殊荷台車 (M-3D改用) を含む
トラック 3 1/2 t 6 × 6 (2 t クレーン付)	
大型トラック	移動式気象レーダ用、移動多重通信装置用、J/T P S - 1 0 2 用、ラップコン用
ユーティリティ整備車	
バリヤ作業車	
軽雪上車	
実験研究車	
給食運搬車 1号	
給食運搬車 2号	
大型教習車	
四輪車 軽 (作業車 4 × 4)	
トラック 4 t (ウイングバン)	

一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ			リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み			リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパンなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷			リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部にがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷			リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた			リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント			ホイール・アライメント・テスト(又は、キャンバ・キャスター・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジアス・ゲージ、トーイン・ゲージ)を用いて、キャンバ・キャスター、トーイン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。(タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テストにより点検してもよい。)
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷			(1) 定められたブーリ間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量			(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。(車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意)
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み			リフト・アップの状態で、スパンなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
II 制 動 裝 置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスタで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチエット)がかみ込む音で確認の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスタで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがないかをスパンなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリングの機能、摩耗、損傷		○	マスター・シリングに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリングの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリング(シリング・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏みませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
	1. ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する
	1.2. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあっては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	1.3. ブレーキ倍力装置のエアー・クリーナの詰まり		○	分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	1.4. ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
	1.5. ブレーキ・カムの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	1.6. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	(1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスターにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	19. パック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、パック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、パック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。
	21. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパー・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間に点検する。
	25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリングのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリングのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
III 走行装置	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケーター(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあっては次の点検を実施する</p> <p>ア J I S方式のシングル・タイヤ及びI S O方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。</p> <p>イ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷(車両総重量8t以上の大型車において行う点検)	○		<p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。</p> <p>ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。I S O方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。)</p> <p>ウ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則りを行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。</p> <p>エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) J I S方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナーナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナーナットと同様に点検を行う。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I	
				(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後(一般的に50~100km走行後が最も望ましい)、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み(3月ごとの点検項目)に示す方法によりホイール・ナットを締め付る。
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○	リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する。
	5. フロント・ホイール・ペアリングのがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ペアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ペアリングのがたとなる。) (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ペアリングを取り外し、ペアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
	6. リヤ・ホイール・ペアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ペアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ペアリングのがたとなる。) (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、リヤ・ホイール・ペアリングを取り外し、ペアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
IV 緩衝装置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・プラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
V 動 力 伝 達 裝 置				(2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6. エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンクageなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパンなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
V 動 力 伝 達 裝 置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスター・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリンダの場合、点検は不要。) (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱい今までクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスマフアのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスマフア本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスマフア本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスマフアのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスマフアのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
				(2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両等によっては、Nレンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケーターの表示と一致しているかを点検する。
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパンなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパンなどにより点検する。
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスライド部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)
VI 電 氣 裝 置	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・ブリなどの合わせマークを見て点検する。
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	4. パッテリのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
VII 原動機	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノックングなど起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテスターにより点検する。 (2) ディーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。)
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたブーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テスターで加圧した状態で、ラジエータ、ウォーターポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパンなどにより点検する。
VIII ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	1. メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異状がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		○	(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからされているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレータからされているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパンなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。(遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
IX 附 属 裝 置 等	1. 警音器(ホーン)の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器(ワイパー)及び洗浄液噴射装置(ウィンド・ウォッシャ)の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウィンド・ウォッシャ液の量が適当か。 (2) ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. デフロスターの作用		○	デフロスターを作動させ、吹き出し口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置(ステアリング・ロック)の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていなければ点検する。
	6. マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. 火花防止装置の状態	○	○	火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑剤等を使い点検プラグを外し、エンジンを始動させ火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み煤が出ないか点検する。煤ができるようならプラグを外したまま、煤が出なくなるまで次の手順を繰り返し清掃する。 (1) 火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたく。 (2) アクセルを軽く踏み込む。
	8. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっているかを点検する。
	9. エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることにより点検する。
	10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	11. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	12. 車枠(フレーム)、車体(ボディー)の緩みと損傷	○	○	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I	
				<p>(2) 貨物車等は次の点検を実施する。</p> <p>ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷ないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。</p> <p>ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。</p> <p>エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。</p>
13. 連結装置のカプラの機能と損傷		○		<p>(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。</p> <p>(2) カプラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。</p> <p>(3) カプラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カプラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(4) カプラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。</p>
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		○		ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
15. 座席ベルト(シート・ベルト)の状態		○		シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
16. 開扉発車防止装置の機能		○		乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
17. シャシ各部の給油脂状態	○	○		<p>(1) シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。</p> <p>(3) 自動給脂式のものは、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。</p>

施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般車両検査手順のほかに次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
X 施 設 、 荷 役 、 そ の 他 の 車 両	1. キャリッジ	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 背当て（バックレスト）の安全度を検査する。フォークの曲りを検査し、ロック・ピンが定位置に固着されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。</p> <p>(2) ローラー及びシューの接着、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アッセンブリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。</p> <p>(3) シリンダの漏れを点検する。</p>
	2. 操作レバー	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。</p> <p>(2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、ブッシュ又はペアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。</p>
	3. チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
	4. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	5. シリンダ	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。</p> <p>(2) ピストン・ロッド、パッキン押さえを締める。(ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎてはいけない。)</p>
	6. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイアフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイアフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	7. 一般漏えい	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。</p> <p>(2) ローラー・ペアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確かめる。</p> <p>(3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。</p>
	8. 旋回機構	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能程度を超えていないかを確かめる。</p> <p>(2) 給油の適正を点検する。</p>
	9. マスト本体、ブーム	○	○	全般的な状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。ブッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテナが確実であることを確認する。ブーム・ケーブルのよれ、こぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは切損するおそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締付ける。
	10. 安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
	1 1. ドラム	○	○	次の点検を実施する (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。
	1 2. 昇降機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及びき裂を点検する。ドラムのブッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する。ケーブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シープ、ベアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シープ（つな車）はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないかを点検する。
	1 3. コンミューター及びブラシ	○	○	次の点検を実施する (1) コンミューター及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コンミューター、ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検し汚れがあれば清掃する。
	1 4. コントローラ	○	○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付てあること及び電気的接続が確実であることを点検する。すべての取付ボルトを確實に締めつけること。
	1 5. パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の個所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー
	1 6. 索導器 (FAIRLEAD) (クレーン全般に適用)	○	○	ブッシュ、ピン、シープ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は切損並びにフラット・スポットを点検する。
	1 7. クレーン・アタッチメント	○	○	次の点検を実施する (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪、損傷等の有無を点検する。 (2) 各シープの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
	1 8. キャタピラ	○	○	次の点検を実施する (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットのゆるみはないかを調べ、過度の摩耗及び破損があれば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。
	1 9. 排土板及びスクレーパ	○	○	排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピボット・ソケット及びホールの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトのゆるみ点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
X I か く 座 機 收 容 器 材	20. フィフス・ホイール	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 締付け、取付けが正常な状態にあり、ゆるみ、破損等がなく作動が良好であるか点検する。</p> <p>(2) 給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか、キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する。</p>
	21. 極助脚	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 極助脚を手動しその作動状態を点検する。</p> <p>(2) 各締付部、取付部が正常であるか、破損がないか点検する。</p>
	22. キング・ピン	○	○	<p>キング・ピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カプラとの結合個所は完全であるか点検する。</p>
X I か く 座 機 收 容 器 材	1. 操向装置	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 油圧シリンダの取付部のがた、損傷、シリンダ、ホース、油漏れについて点検する。</p> <p>(2) フィードバック用ポテンション・メーターのリンクがたを点検する。</p> <p>(3) ポテンション・メーターの絶縁抵抗の測定 (10MΩ以上)</p>
	2. 操向アライメント	○	○	<p>ホイール・アライメントの狂いがないか点検する。旋回軸受けケガキ線±1°以内とする。</p>
	3. クレーン・エンジン (始動・異音・馬力・アイドリング・加速)	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 各取付け部及び締付けが正常な状態にあるか点検する。</p>
		○	○	<p>(2) エンジンを始動し、そのかかり具合、アクセル・レバーの作動が良好か点検する。</p>
		○	○	<p>(3) 低速または、高速回転時に異音が聞こえないか、排気色は正常か点検する。</p>
		○	○	<p>(4) エンジン・オイルを点検し、その粘度が季節に適応しているか、あるいは給油後の運転時間が給油間隔基準を超過している場合は交換する。</p>
		○	○	<p>(5) 技術指令書にしたがって、燃料ポンプの圧力試験を行う。燃料ポンプまたは、燃料濾過器、配管のスクリーン、沈殿物、フィルタ、エレメントの清掃または、交換を行う。</p>
		○	○	<p>(6) オイル・ポンプの作動状況を点検し、フィルタ配管のよごれを除去する。</p>
		○	○	<p>(7) 技術指令書にしたがって、エア・クリーナの清掃、手入れをするとともに、必要に応じてエレメントを交換する。</p>
		○	○	<p>(8) ファンがゆるんでいないか、ブーリー及びファンの取付け状態は良好か、ファン・ベルトの張りは適當か、摩耗または、損傷していないか点検する。</p>
		○	○	<p>(9) 不凍液の比重を測定し、指定された比重にするとともに記録する。</p>
	4. クレーン電気系統	○	○	<p>(10) 各シリンダの圧力検査を行い、圧縮圧力不足の場合はその原因を探求する。</p> <p>(11) 噴射ノズルを取り外し、よごれ、損傷の有無を点検するとともに、噴射圧、噴霧状態、油密が良好か点検する。</p> <p>(12) 噴射時期及びガバナーの機能を点検する。</p> <p>(13) 燃料噴射ポンプ各部の取付け及び機能を点検する。</p> <p>(14) 技術指令書で1年毎に実施を要求されている項目について点検及び交換を行う。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
	5. 補助脚	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(注) 1 補助脚の伸張は必ず走行高さで行う。 2 補助脚は、補助脚コントロール・レバーだけでは操作できない。クレーン操縦室内のバルブ・レバーも操作する。</p> <p>(1) 取付け部のボルトの緩みはないか、各配管及び継手からの油漏れはないか、点検する。</p> <p>(2) シリンダの作動はスムーズか、またはシリンダの傷はないか点検する。</p> <p>(3) 先端部球面受けの作動は、良いか点検するとともに給脂を行う。</p>
	6. 通話装置	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(注) クレーン運転室接続時に通信数切替えスイッチ(3)が“2”である時、またクレーン運転室が接続されていない時に切替えスイッチ(3)が“3”である時には、前後運転室間の通信ができない。</p> <p>(1) 電源が通じているか、通信数切替えスイッチは正しいか確認し、接続ケーブルを点検する。</p> <p>(2) ヘッド・セット用マイク、レシーバ、音量調整ボリューム、ジャック端子の状態を点検する。</p>

優良自動車部品一覧表

空幕発調達第184号(36.8.1)

改正 空幕調達第127号(40.5.27)

改正 空幕調達第127号(40.11.8)

	品名	指定銘柄	備考
1	ファンベルト	三ツ星ゴム、横浜ゴム、東洋ゴム、高砂ゴム、BSゴム、板東調査ゴム、純正各社	
2	スパークプラグ	日本特殊陶業、日立製作所、日本電装、純正各社	
3	ランプ	小糸電機、生井工業、市川製作所、市金製作所、鈴木用品、山口部品、井上用品、スタンレー電気、ライフ電球、東芝電気、純正各社	
4	ミラー、レフレクター	同上	
5	ライト	小糸電機、生井工業、市川製作所、市金製作所、鈴木用品、白光舎大同桐用品、純正各社	
6	ワイパー	朝日製作所、田中計器、三ツ葉電機、マルエヌ製作所、生井工業、自動車電気、純正各社	
7	ホーン	今仙電機、丸八電気、三ツ葉電機、宮本警報機、丸子警報機、日本電装、純正各社	
8	方向指示器	アボロ工業、新日邦、純正各社	
9	ボール、ローラ ペアリング <small>(専用ペアリング含む)</small>	日本精工、東洋ペアリング、光洋精工、不二越鋼材、東京ペアリング、大阪ペアリング 純正各社	
10	ガラス	旭ガラス、日本板ガラス、石塚特殊硝子、日本安全ガラス、セントラル硝子(株)、藤原工業(株)、(株)藤原工業所、純正各社	
11	ライニング <small>(同レットを含む)</small>	東京石綿、曙ブレーキ工業、日精紡績、日本ブレーキライニング、日伸製作所、朝日石綿 三好石綿、日本アスベスト、久代石綿、純正各社	ふそう、日産ディーゼル、日野を除く
12	フェーシング	東京石綿、曙ブレーキ工業、日精紡績、朝日石綿、三好石綿、久代石綿、日本アスベスト、 日伸製作所、純正各社	ふそう、日産ディーゼル、日野を除く
13	エキゾーストパイプ	泰精板鉄工所、宝栄工業、大宝鉄工所、曙機械、神谷プレス、東京シャーリング、純正各社	同上
14	マフラー	泰精板鉄工所、宝栄工業、大宝鉄工所、曙機械、神谷プレス、東京シャーリング、市川金属工業、純正各社	同上
15	コイル	日本電装、特殊変圧器、日立製作所、阪神製作所、純正各社	トヨタ、いすゞ、 ふそう、日野 日産ディーゼル を除く
16	エレメント	東洋エレメント、東京濾器、土屋製作所、国産機器、日本濾過器、日本化工、ピーコックエレメント、山信工業、星高工業、純正各社	紙製の燃料オイルエアー、フィルタのみ。 ただし、いすゞV 010-1240-0 01(陸自番号G2 001-0112-0 06) ふそう、日野、日 産ディーゼルを 除く

車両作業用紙 (一般車両)								整備作業チェック記号			
車種			検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input checked="" type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>				✓ 良好 ✗ 調整 ✗✗ 取換 ✗✗✗ 修理	T 締付 C 清掃 L 給油		
				管理換:※印							
自動車番号			所属部隊								
開始日付			完了日付					分解したら記号を○で囲む			
点検項目				記	備考	点検項目				記	備考
I. かじ取り装置											
1. ハンドルの操作具合											
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ	※										
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み											
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷											
5. ポール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷											
6. ステアリング・ナックル連結部のがた											
7. ホイール・アライメント											
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷											
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	※										
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み											
II. 制動装置											
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板との隙間	※										
2. ブレーキのきき具合	※										
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	※										
4. パーキング・ブレーキの効き具合	※										
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態											
6. リザーバ・タンクの液量	※										
7. ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷											
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷											
9. ブレーキ・ディスク・キャリパーの機能、摩耗、損傷											
10. ブレーキ・チャンバー・ロッドのストローク											
前 輪	左 後	前 右 後	前 輪	後 輪	左 後	前 右 後	前 輪	左 後	前 右 後	mm	
III. 行走装置											
11. ブレーキ・チャンバーの機能											
12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能											
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり											
14. ブレーキ倍力装置の機能											
15. ブレーキ・カムの摩耗											
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間											
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗											
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷											
19. パック・ブレートの状態											
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間											
21. ブレーキ・パッドの摩耗	※ライニング又はパッドの残厚										
前 輪	左 後	前 右 後	前 輪	後 輪	左 後	前 右 後	前 輪	左 後	前 右 後	mm	
IV. 緩衝装置											
2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み											
3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷											
4. リム、サイド・リング、ホイールディスクの損傷											
5. フロント・ホイール・ペアリングのがた											
6. リヤ・ホイール・ペアリングのがた											
V. 動力伝達装置											
1. リーフ・スプリングの損傷											
2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷											
(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング、バンド											
(2) スプリング・ブラケットの取付部											
(3) リーフ・スプリング・ピンなど連結部											
(4) トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部											
3. コイル・スプリングの損傷											
4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷											
(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット											
(2) サスペンションの各連結部のがた											
(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷											
5. エア・サスペンションのエア漏れ											
6. エア・サスペンションのペローズの損傷											
7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷											
8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能											
9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷											
VI. 電気装置											
1. クラッチ・ペダルの遊びと、クラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間											
(1) クラッチ・ペダルの遊び											
(2) レリーズ・フォーク先端の遊び											
(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間											
2. クラッチの作用											
3. クラッチ液の量											
4. トランスミッション・トランスファのオイル漏れ											
5. トランスミッション・トランスファのオイル量											
6. プロペラ・シャフト・ドライブ・シャフトの連結部の緩み											
7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷											
8. プロペラ・シャフト・ドライブ・シャフト締手部のがた											
(1) スプライン部の摩耗によるがた											
(2) 自在締手部の摩耗によるがた											
9. プロペラ・シャフト・ドライブ・シャフトのセンタ・ペアリングのがた											
10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量											
VII. 原動機											
1. 低速と加速の状態											
2. 排気の状態											
CO		HC		黒煙							
III. 走行装置											
1. タイヤの状態	※										
(1) タイヤの空気圧(スペア・タイヤ含む)											
(2) タイヤの亀裂、損傷											
(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗											
* タイヤの溝の深さ											
前 輪	左 後	前 右 後	前 輪	後 輪	左 後	前 右 後	前 輪	左 後	前 右 後	mm	
IV. その他											
3. エア・クリーナ・エレメントの状態											
4. エア・クリーナの油の汚れと量											
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態											
6. エンジン・オイルの漏れ											

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※	□	3. デフロスターの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
VIII. ほい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置					
1. スターリング・バルブの状態			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	□	
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			6. マフラの機能		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			7. 火花防止装置の状態	□	
4. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷			8. エア・タンクの凝水	□	
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷			10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
7. 二次空気供給装置の機能			11. 非常口の扉の機能	□	
8. 排気ガス再循環装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
IX. 附属装置等					
1. ホーンの作用	※		15. シート・ベルトの状態		
16. 開扉発車防止装置の機能			17. シヤシ各部の給油脂状態	※	□

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等 の長印	
------	--	------	--	-------	--	-------------	--

車両作業用紙 (施設、荷役その他の車両等)								整備作業チェック記号 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 調整 <input type="checkbox"/> 取換 <input type="checkbox"/> 修理 </div> <div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> T 締付 <input type="checkbox"/> C 清掃 <input type="checkbox"/> L 給油 </div> </div>					
車種		検査の種類		I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>									
自動車番号		所属部隊		管理換:※印									
開始日付		完了日付											
点検項目				記	備考	点検項目				記	備考		
I. かじ取り装置													
1. ハンドルの操作具合						2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み				<input type="checkbox"/>			
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		※				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷				<input type="checkbox"/>			
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み						4. リム、サイド・リング、ホイールディスクの損傷				<input type="checkbox"/>			
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷		<input type="checkbox"/>				5. フロント・ホイール・ペアリングのがた				<input type="checkbox"/>			
5. ポール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷						6. リヤ・ホイール・ペアリングのがた				<input type="checkbox"/>			
6. ステアリング・ナックル連結部のがた		<input type="checkbox"/>				IV. 緩衝装置							
7. ホイール・アライメント						1. リーフ・スプリングの損傷				<input type="checkbox"/>			
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷		<input type="checkbox"/>				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷				<input type="checkbox"/>			
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量		※				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング、バンド				<input type="checkbox"/>			
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み						(2) スプリング・プラケットの取付部				<input type="checkbox"/>			
II. 制動装置								(3) リーフ・スプリング・ピンなど連結部				<input type="checkbox"/>	
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板との隙間		※				(4) トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部				<input type="checkbox"/>			
2. ブレーキのきき具合		※				3. コイル・スプリングの損傷				<input type="checkbox"/>			
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ		※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷				<input type="checkbox"/>			
4. パーキング・ブレーキの効き具合		※				(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット				<input type="checkbox"/>			
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態						(2) サスペンションの各連結部のがた				<input type="checkbox"/>			
6. リザーバ・タンクの液量		※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの				<input type="checkbox"/>			
7. ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷						ダスト・ブーツの亀裂、損傷				<input type="checkbox"/>			
8. ブレーキ・ホイール・シリングの機能、摩耗、損傷						5. エア・サスペンションのエア漏れ				<input type="checkbox"/>			
9. ブレーキ・ディスク・キャリパーの機能、摩耗、損傷						6. エア・サスペンションのペローズの損傷				<input type="checkbox"/>			
10. ブレーキ・チャンバー・ロッドのストローク		<input type="checkbox"/>				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷				<input type="checkbox"/>			
V. 動力伝達装置								8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能				<input type="checkbox"/>	
11. ブレーキ・チャンバーの機能						9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷				※			
12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、 リレー・バルブの機能						VI. 電気装置							
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり						1. クラッチ・ペダルの遊びと、クラッチ・ペダルの切れた							
14. ブレーキ倍力装置の機能						ときの床板との隙間							
15. ブレーキ・カムの摩耗						(1) クラッチ・ペダルの遊び				<input type="checkbox"/>			
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間		<input type="checkbox"/>				(2) レリーズ・フォーク先端の遊び				<input type="checkbox"/>			
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗		<input type="checkbox"/>				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間				<input type="checkbox"/>			
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷						2. クラッチの作用				<input type="checkbox"/>			
19. バック・プレートの状態						3. クラッチ液の量				<input type="checkbox"/>			
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間		<input type="checkbox"/>				4. トランスミッション・トランスファのオイル漏れ				<input type="checkbox"/>			
21. ブレーキ・パッドの摩耗		※(ライニング又はパッドの残厚)				5. トランスミッション・トランスファのオイル量				<input type="checkbox"/>			
III. 走行装置								6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み				<input type="checkbox"/>	
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷						7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の				<input type="checkbox"/>			
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み						ダスト・ブーツの亀裂と損傷				<input type="checkbox"/>			
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間		<input type="checkbox"/>				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた				<input type="checkbox"/>			
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗						(1) スライド部の摩耗によるがた				<input type="checkbox"/>			
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷						(2) 自在継手部の摩耗によるがた				<input type="checkbox"/>			
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能						9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ペアリングのがた				<input type="checkbox"/>			
IV. 原動機								10. ディーゼルエンジンのオイル漏れ、オイル量				<input type="checkbox"/>	
1. タイヤの状態		※				V. 排気装置							
(1) タイヤの空気圧(スペア・タイヤ含む)						1. スパーク・プラグの状態				<input type="checkbox"/>			
(2) タイヤの亀裂、損傷						2. 点火時期				<input type="checkbox"/>			
(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗						3. ディストリビューターのキャップの状態				<input type="checkbox"/>			
* タイヤの溝の深さ								4. パッテリのターミナル部の緩みと腐食				※ <input type="checkbox"/>	
VI. エンジン								5. 電気配線の接続部の緩みと損傷				※ <input type="checkbox"/>	
VII. その他								C O H C 黒煙					
3. エア・クリーナ・エレメントの状態										<input type="checkbox"/>			
4. エア・クリーナの油の汚れと量										<input type="checkbox"/>			
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態										<input type="checkbox"/>			
6. エンジン・オイルの漏れ										<input type="checkbox"/>			

7. 燃料漏れ	※		X. 施設、荷役、その他の車両等	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		1. キャリッジ	※
9. 冷却水漏れ	※		2. 操作レバー — リフト、チルト	※
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				
1. スターリング・バルブの状態			3. チェン — リフト、ドライブ	※
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			4. ケーブル — ウインチ、ホイスト	※
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			5. シリンダ — リフト、チルト	※
4. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷			6. 油圧ポンプ	※
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			7. 一般漏えい — 油、水、チルト	※
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷			8. 旋回機構	
7. 二次空気供給装置の機能			9. マスト本体、ブーム	
8. 排気ガス再循環装置の機能			10. 安全クラッチ、減速機構	※
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			11. ドラム	※
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			12. 昇降機構	※
IX. 附属装置等				
1. ホーンの作用	※		13. コンピュータ、ブラン	※
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※		14. コントローラ	※
3. デフロスターの作用			15. パワー・テイク・オフ	※
4. 施錠装置の作用			16. 索導機	※
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			17. クレーン・アタッチメント	※
6. マフラの機能			18. キャタピラ	※
7. 火花防止装置の状態			19. 排土板、スクレーパ	※
8. エア・タンクの凝水			20. フィフス・ホイール	※
9. エア・コンプレッサの機能			21. 補助脚	※
10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			22. キング・ピン — 摩耗、破損、カブラ結合箇所	※
11. 非常口の扉の機能			XI. かく座機収容器材、100tオールテレーンクレーン	
12. 車体、車体の緩みと損傷	※		1. 操向装置	※
13. 連結装置のカブラの機能と損傷			2. 操向アライメント	
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			3. クレーン・エンジン	※
15. シート・ベルトの状態			4. クレーン電気系統	※
16. 開扉発車防止装置の機能			5. 補助脚	※
17. シャシ各部の給油脂状態	※		6. 通話装置	※

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	
------	--	------	--	-------	--	---------	--

■検査機関等による検査

		動 力		輪重		前 照 灯		前 部 燈		警 喇 嘩		器 器	
		右	左	kg・N	kg	kg	N	kg	N	kg	N	kg	N
前	前 軸	右	左	kg・N	kg	kg	%・N/kg	kg	N	kg	N	kg	N
前	後 軸	右	左	kg・N	kg	kg	%・N/kg	kg	N	kg	N	kg	N
後	前 軸	右	左	kg・N	kg	kg	%・N/kg	kg	N	kg	N	kg	N
後	後 軸	右	左	kg・N	kg	kg	%・N/kg	kg	N	kg	N	kg	N
	計	kg	kg	kg	kg	kg	%・N/kg	kg	N	kg	N	kg	N
手 動	走行テスト等の方法と結果	kg	kg	kg	kg	kg	%・N/kg	kg	N	kg	N	kg	N

■自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証証明書の記載事項との照合

自動車の種別	用途	自家用・事業用	自家用・事業用	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型・軽・大特	通勤	自家用	事業用	高さ	高さ	cm	人	kg
車両重量 kg	車両総重量 kg	原動機の形式 kg	最高車速 km/h	幅 cm	燃耗量又は定格出力 L/km	燃耗率の種類 L/kg	その他	ガソリン・軽油 LPG・その他

■依頼者の氏名等

受付年月日	年 月 日	初度登録年月又は初度検査年月
依頼者の氏名 又は名称及び住所		年 月 日
(備考)		年 月 日
保安基準適合証及び 保安基準適合証の番号	保安基準適合証交付	有・無
限定期	年 月 日	年 月 日

# 納入先			# 発送年月日			納品書・(受領)検査調書			
# 契約者名 住所 会社名 代表者名印			# 輸送方法			物 品 管 理 官 命 令 印	物 品 管 理 官 命 令 年 月 日 (物品管理簿 登記年月日)		
			# 発送駅						
			# 分割納入						
# 調達要求番号			# 契約年月日			..	証書番号		
確認番号 又は 認証番号			# 納期				同上	付与年月日	
# 項目番号	# 物品番号	# 会社部品番号 文は規格	# 品名	# 単位	# 単価	# 数量	# 金額	物 品 出 納 官 (物品供用官) (受 領 者) (国有財産受領官) 受 領 数 量	# 備考
検査指令番号			検査判定			検査結果及び物品管理官の受入命令(受領命令) により受領した。 受入年月日 受領			
検査種類			納入年月日						
検査方式			検査年月日						
検査場所			検査所見						
上記のとおり検査結果を報告する。						物品出納官 所属 (物品供用官) 官職 (受 領 者) 氏名 (国有財産受領官) 氏名			
年 月 日	所属	検査官 官職	氏名	印					

頁中第 頁

- 注: 1 納品書((受領)検査調書(予決令第101条の9に規定する調書をいう。))として使用する場合は、(受領)検査調書(納品書)の文字を抹消して使用する。
- 2 #印は、納入業者で記入する。
- 3 分割納入欄は、契約上の一括納入又は分割納入の区分及び回次1/1・2/3のごとく記入する。
- 4 物品番号等は、仕様書に記載してあるものを記入する。
- 5 数量欄は、納入先ごとの納入数量を記入する。
- 6 検査所見等詳細に報告する必要がある場合は、別紙とすることができる。
- 7 必要があると認めるときは、この様式に所要の事項を付け加えることができる。
- 8 検査種類は数量等又は品質及び数量を記入する。
- 9 検査方式は受領検査指令書で指定された実施要領番号を記入する。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、横長に使用する。

事業用自動車等・別表第3

使用者用

点検の年月日 年　月　日	検査主任者の氏名	点検(整備)の年月日 整備(検査)の年月日
-----------------	----------	--------------------------

卷之三

分解	○	修理	△	輪替	丁	轮流休止	止	工	上	3	4
----	---	----	---	----	---	------	---	---	---	---	---

要編の結果及び監査の概要

⑥CO、HCl检测 ⑦タイヤの溝の深さ(15mm以上) ⑧ブレーキペダルランニングの悪さ

自家用貨物車等。別表第4

作業範囲及び修理明細表